

# お泊まりデイサービスのガイドライン案について

平成26年9月18日  
長寿社会課

## 1 概要

本年1月の調査により、本県では平成25年12月現在67ヶ所のデイサービス事業所でお泊まりデイサービスが行われていることが明らかとなった。

このお泊まりデイサービスに関し、利用される介護を要する高齢者の安心安全等の観点から、ガイドラインを策定する。

策定にあたっては、事業所への実地調査、パブリックコメントの募集とともに、県政参画電子アンケート、保険者(市町等)及び地域包括支援センターへのアンケートを実施し、県民及び関係者から、幅広く意見を聴取した。

## 2 ポイント

### (1) ガイドライン策定の考え方

- やむを得ない場合において、緊急かつ短期間の利用を原則とする。
- 短期入所生活介護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準等に準じる。
- 防火対策、安全確保及び衛生管理については、建築基準法、消防法及び旅館業法等の遵守を求める。

### (2) 主な項目

項目	内容
連続宿泊日数	30日以内とすること(※)
総宿泊日数	要介護認定又は要支援認定有効期間の半数を超えないこと(※)
宿泊定員	デイサービスの利用定員の40%以内とすること
宿泊室	個室を原則とし、1人当たり面積を7.43平方メートル以上とすること
宿泊階	原則1階とすること
夜間の職員配置	宿泊人数9人ごとに夜勤1名以上配置
非常災害対策	夜間避難計画の策定及び夜間避難訓練の実施
報告・公表	ガイドラインへの適合状況の報告を受け、公表を行うこと

(※)ケアマネジャーが必要性を認めた場合は、連続宿泊日数、総宿泊日数の例外を認める。

## 3 検討にあたっての経過

平成26年4月～6月	全お泊まりデイサービス事業所への実地調査
平成26年8月1日～25日	パブリックコメントを募集
平成26年8月18日～19日	事業者説明会(鳥取市、倉吉市)
平成26年8月28日～9月10日	保険者及び地域包括支援センターアンケートを実施
平成26年9月2日～11日	県政参画電子アンケートを実施
平成26年9月9日	小規模ケア・連絡会との意見交換会

## 4 今後の予定

平成26年10月	ガイドライン施行
平成27年4月	宿泊サービス事業者の報告及び適合状況等の公表制度を施行

## パブリックコメント等に対する県の対応状況

パブリックコメント等を踏まえ、原案に対し、以下のとおり所要の対応を行った。

区 分	対応状況	考え方
連続宿泊 日数	<p>※当初の案に、以下のただし書きを追加する。 「ただし、ケアマネジャーがデイサービスでの宿泊以外の方法がないと認め、本人又は家族の同意のもとケアプラン上に位置付けた場合は、保険者（市町等）に届け出ることにより、30日を超えて宿泊できるものとする。」</p> <p>【当初検討していた案】 利用者に連続して宿泊サービスを提供する日数は、30日以内とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント、関係者意見を踏まえ、真にやむを得ない場合に、30日又は要介護認定の有効期間の半数を超えた宿泊を行うことができるものとする。</li> <li>届出制とすることで、無秩序な長期宿泊等を抑制する</li> <li>本人又はその家族の同意を条件とし、利用者として納得しての利用であることを明らかにする。</li> </ul>
総宿泊 日数	<p>※当初の案に、以下のただし書きを追加する。 「ただし、ケアマネジャーがデイサービスでの宿泊以外の方法がないと認め、本人又は家族の同意のもとケアプラン上に位置付けた場合は、保険者に届け出ることにより、要介護認定又は要支援認定の有効期間の半数を超えて宿泊できるものとする。」</p> <p>【当初検討していた案】 利用者に宿泊サービスを提供する日数については、(中略)要介護認定の有効期間の概ね半数を超えないこと。</p>	
報告及び 公表時期	<p>※平成27年4月からとする。</p> <p>【当初検討していた案】 平成27年1月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者等から、短期間では対応できないとの声もあるため</li> </ul>

(参考)

### 各種アンケート等の結果概要

#### 【パブリックコメント】意見66件

区 分	賛成	反対	賛否不明	計
デイサービス事業者関係	2	19	10	31
デイサービス利用者関係	0	11	1	12
デイサービス以外の介護サービス事業者	0	1	2	3
行政関係	1	0	0	1
その他（属性不明者含む）	0	13	6	19
計	3	44	19	66

#### 【主な意見】

- ショートステイでは介護家族の負担軽減にならなかった。30日制限は困る(利用者)
- お泊まりデイは環境の変化少なく、なじみやすいので使いやすい。30日制限がかかると利用できなくなる(利用者)
- お泊まりデイの形態はニーズに合致している。期間は柔軟にして欲しい。(利用者)
- お泊まりデイは金銭面で負担が少ないので助かる。(利用者)
- 認知症など入所施設で断られた人など特別な事情の方の長期利用もある。(お泊まり事業者)
- 30日超えた場合、受け皿がないのではないかと、家族も引き取らない。(その他)

#### 【県政参画電子アンケート】回答391 / 487件（回収率80%）

区 分	賛成	反対	賛否不明	計
県政参画電子アンケート会員	320	62	9	391

【主な意見】

- 高齢社会の進行に対し、法令の準備は遅れている。現実に即してないことも多く、事業者の法定外サービスのおかげで成立する家庭も多いことを社会が認識すべき。
- 家で生活が可能でも、認知症初期の場合等、人との関わりが多い方がよい。単身、老老介護の場合等もケースバイケースで対応すべき。
- 指針により劣悪な環境の施設の改善指導ができる。慣れたデイ施設で泊まりたい希望は叶えるべき。介護する方もいつまで続くかわからない中で経済的にも心労もあり、低価格で少しは息抜きができる。
- ガイドラインは大変有効。法定外であるのに、法令に準拠するのは変。私費サービスなので、融通をきかせた方がよい。
- 真に緊急時のみにすべき、施設の利用者確保が目的にならないよう指導・監視が必要。

【保険者アンケート】 回答 17 件（回収率 100%）

区 分	賛成	反対	賛否不明	計
保険者（市町等）	17	0	0	17

【主な意見】

- ガイドライン作成賛成、プライバシー・安全性の確保など大賛成
- 十分に検討された内容と判断する。しかし必要に迫られて利用している人にとっては、30日を超えた場合、一旦、帰宅できる状況ではないこともあり心配。劣悪な環境でなければ、安い単価で利用できる手ごろな場所として、上手に利用すればよいと考える。
- お泊りデイサービスの特養の待機場所として利用されている中重度の要介護認定者については、適切なケアマネジメントのもと、市内で増床される特養利用を検討頂くと共に、宿泊利用が必要なその他の要介護認定者については、適切なケアマネジメントのもと、小規模多機能型居宅介護の利用を検討頂ければと考える。

【地域包括支援センターアンケート】 回答 33 / 34 件（回収率 97%）

区 分	賛成	反対	賛否不明	計
地域包括支援センター	31	2	0	33

【主な意見】

- ある程度、ルールが必要。（事故防止、トラブル防止のため）法律の抜け道になっており、高齢者の人権を考えると、早期の法整備が必要。
- たまに行くショートステイでなく、行き慣れているデイに泊まれることは、利用者の安心安全に繋がる。ガイドラインを定め、必要に応じ運用していくことが必要。
- 介護とは何かという根本、家族・ケアマネ・介護サービス事業者も考えながら（ケアマネジメントが必要？）利用することが必要。
- 事業所がガイドラインについて説明責任を果たすよう県より指導して頂きたい。
- 利用者の方々の処遇と安全の確保は重要だが、ガイドライン設定・施行に当たって、支援を必要とする人が行き場を失わないようお願いしたい。
- 第三者（地域包括支援センターや行政）がサービス担当者会議に参加し、きちんとした機能が果たせているかどうか把握していく必要があると思う。
- ショートステイ可能な施設や床数の少ない地域では、お泊まりデイがあることで、介護者が安心して介護できる側面もある。